

## 減災力の強い県土づくりを目指して 警告性災害への「減災対応時系列システム（タイムライン）」の導入を

私たちは、険しい山々に囲まれた自然災害の多発しやすい県土に暮らしています。

その自然災害の性格を時間差で捉えると、「突発性災害」と「警告性災害」に大別されます。「突発性災害」とは文字通り、予告なく突然に発生する災害をいい、地震や竜巻や落石などが相当します。一方の「警告性災害」とは、警告を発信できる時間的余裕のある災害で、洪水や土石流などがあります。気象予報や過去の災害の歴史、地形などの情報から、「予報の大雨になると裏山が危ない」「川が危険水位を超えたので決壊する恐れがある」「大きく揺れたので必ず大津波が来る」など、避難を促す情報と避難できる時間があります。

平成7年（1995）の阪神淡路大震災以降、九州、中国、北陸、紀伊半島など全国各地で警告性災害が起き、平成23年（2011）には未曾有の大災害・東日本大震災で大津波が発生。さらに平成25年（2013）には伊豆大島で大規模土石流が発生しました。それらの災害を教訓に、国を挙げて対策強化を図っていますが、今回の伊豆大島の土石流災害では、「町長と副町長が不在であったから」とか「午前2時の避難は極めて危険を伴うので」など対策への論点にずれを感じます。つまり、昭和36年（1961）に国が定めた「災害対策基本法第42条」の規定に基づき、「都道府県および市町村は、防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする」考えの中で相変わらず「都道府県が県民を助ける」「市町村が住民を助ける」といった公助の責務だけで論じている限り、**自助・共助・公助の新たな仕組み**はできません。

その新たな仕組みの一つが、「減災対応時系列システム（タイムライン）」です。市町村には警告性災害から住民を守るため、発災前の対応を重視した「減災対応時系列システム（タイムライン）」の導入が必要と考えます。

具体的には、今回の伊豆大島の災害を例にすると、図にあるように、

災害の発生が想定される時間の72時間前に防災担当職員が監視体制に入り、48時間前には避難の警報出しのタイミングを整えます。そして、

24時間前には、早めに避難の準備・勧告・指示を出したり、解除も出したりします。

実際には1時間単位の細かな対応表で、想定事態（災害の種類や規模）によって設定時間が異なりますが、監

3日前 監視	2日前 準備	1日前 警報
-----------	-----------	-----------

視—準備—警報までがきちんと時系列で決めてあれば、市町村長や防災担当職員が不在であっても警報を出すことができます。また住民には、このシステムが「安全第一・空振りOK」を前提にしていることを十分に承知した上で、警報に従う徹底が求められます。さらに、遅くとも準備段階から自主防災会又は自治会との密な連携も必要です。ともあれ、私たちは「警報出ずとも率先避難」を心がけることです。